

平成 19年度決算にかかる  
財政健全化判断比率の概要

紋別市総務部財政課財政係

0158-24-2111(461)

E-mail [zaise@citymombetsu.lg.jp](mailto:zaise@citymombetsu.lg.jp)



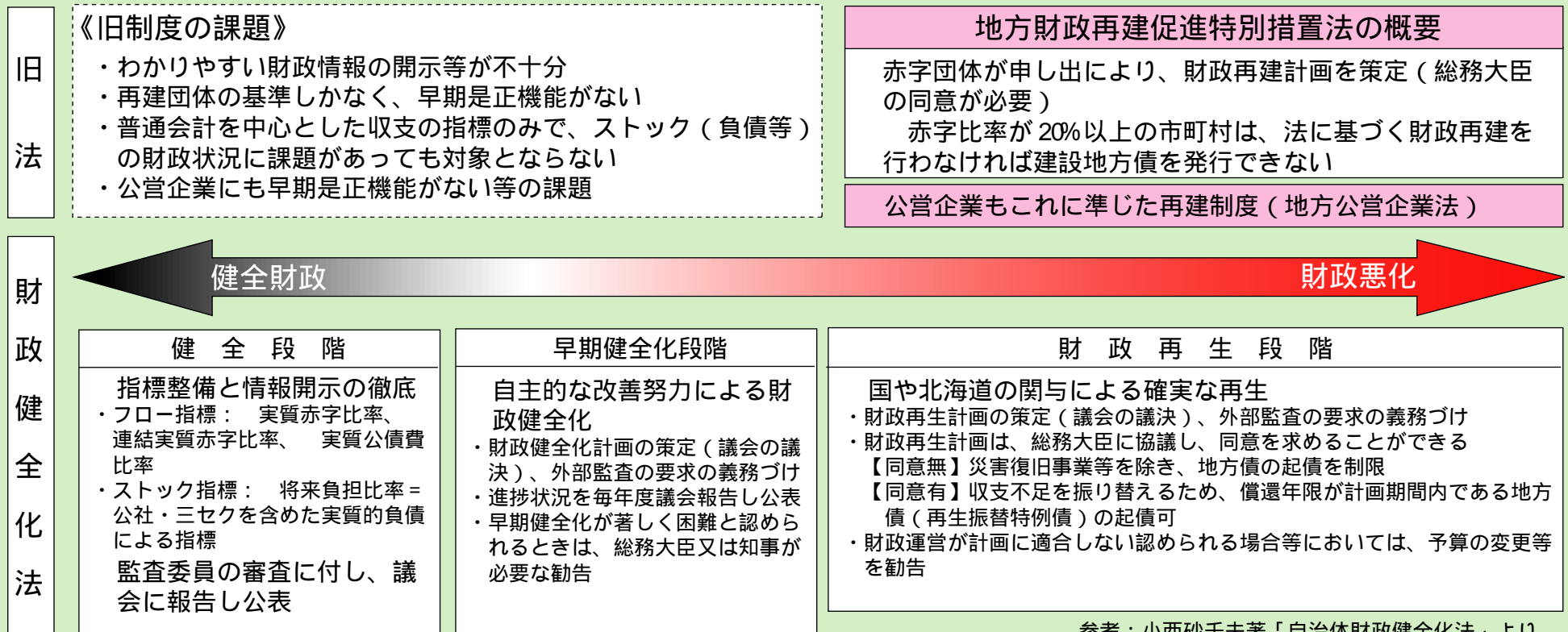
# 1 財政健全化法

## 地方財政の健全化

夕張市が、自主財源の数倍もの赤字を抱えて、財政再建団体に準用され、国の管理下で財政再建を進めています。地方財政の破たん処理に対応する法律は、昭和30年に制定された「地方財政再建促進特別措置法」（以下、旧法といいます。）を準用することになっていました。しかし、この法律は、普通会計の赤字が基準となっており、特別会計や第三セクターの負債は対象とはなっておらず、夕張市は、大きな負債を抱えながらも、不適正な会計処理により、再建団体に準用されることを免れてきたものです。

これを受けて、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、健全化法といいます。）が成立しました。この法律は、財政破たんへの対応だけではなく、財政状況が悪化しつつある地方自治体を早期に健全化し、破たんさせないことも重要な目的であります。そのため、普通会計のほか、特別会計や第三セクターにも着目し、住民が将来的に負担する可能性のある負債を含めた指標などが新たに設けられました。旧法と健全化法の違いは下記図表1のとおりです。

図表1 旧法と健全化法の比較



参考：小西砂千夫著「自治体財政健全化法」より

## 2 健全化判断比率・資金不足比率

平成19年度決算にかかる紋別市の健全化判断比率は、**図表2**のとおりで、いずれの指標も、早期健全化基準を下回ったところです。資金不足比率についても、比率が発生した会計はありませんでした。**図表3～図表7**は、各比率の算定式です。詳細は、それぞれ後述しています。

**図表2 紋別市の健全化判断比率**

|          | 紋別市   | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | -     | 13.53   | 20.00  |
| 連結実質赤字比率 | -     | 18.53   | 40.00  |
| 実質公債費比率  | 19.9  | 25.0    | 35.0   |
| 将来負担比率   | 129.0 | 350.0   |        |

**図表3 実質赤字比率**

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

[趣旨] 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

**図表4 連結実質赤字比率**

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

[趣旨] 全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

**図表5 実質公債費比率**

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} & (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ & (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金にかか} \\ & \text{る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額})}$$

[趣旨] 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合（3か年平均）

**図表6 将来負担比率**

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{aligned} & \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金金額} + \text{特定財源見} \\ & \text{込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算} \\ & \text{入見込額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額})}$$

[趣旨] 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

**図表7 資金不足比率（公営企業会計）**

$$\text{資金不足比率} = \frac{\begin{aligned} & \text{資流動負債} + \text{建設改良費以外の経費に係る地方債の} \\ & \text{現在高} - \text{流動資産} - \text{解消可能赤字額} \end{aligned}}{\text{事業の規模} (\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額})}$$

[趣旨] 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

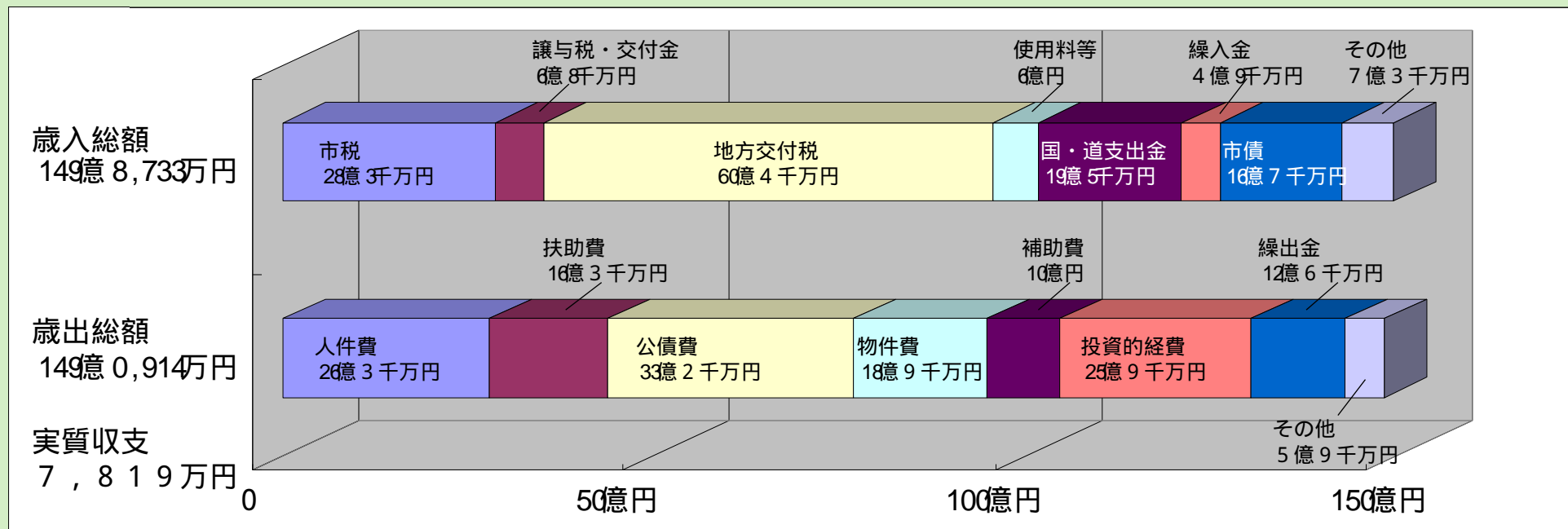
### 3 実質赤字比率

#### 実質赤字比率

地方自治体の会計は、公営企業法を適用している会計（民間企業とほぼ同様な発生主義会計）以外は、現金主義会計を取り入れています。発生主義会計の赤字と現金主義の赤字では意味がまったく異なります。発生主義会計の赤字とは、当期の収益でコストが回収できず利益が出なかった場合を指します。現金主義会計の場合は、当期に入ってきた現金で当期に出ていく現金を調達できなかったことを指し、借入金も収入であり、貯金の積立も支出となります。両者の最も相違するところは、建設事業費の扱いです。現金主義では、建設事業費が支出として出ていく現金なので、全額を歳出として認識しますが、発生主義で当期の経費として認識するのは事業費そのものでなく、それにかかる減価償却費のみです。

実質赤字比率は、一般会計等の歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに支払いが翌年度になった経費を差し引いたものを標準財政規模で除したものとなります。紋別市の平成19年度決算は、**図表8**のとおり黒字決算となったことから、実質赤字比率は発生しておりません。ただし、市の貯金である、財政調整基金を1億6千万円取り崩して、**7,819万円**の黒字であったことから、基金が無ければ、8千万円以上の赤字が発生したことになります。

図表8 一般会計等の歳入・歳出の状況



上記のグラフが一般会計等（一般会計等とは、自治体によって、特別会計と一般会計の区分が異なることから、統一した基準により仕分けしたもので、会計間の数値移動や重複経費等を除外しており、決算書等の決算額とは異なります。）の内訳です。歳入では、地方交付税や国・道支出金などの6割以上が依存財源となっています。

歳出では、人件費・公債費・扶助費のいわゆる義務的経費が、半分を占めており、公債費の適正化が当面の課題となっています。

## 4 連結実質赤字比率

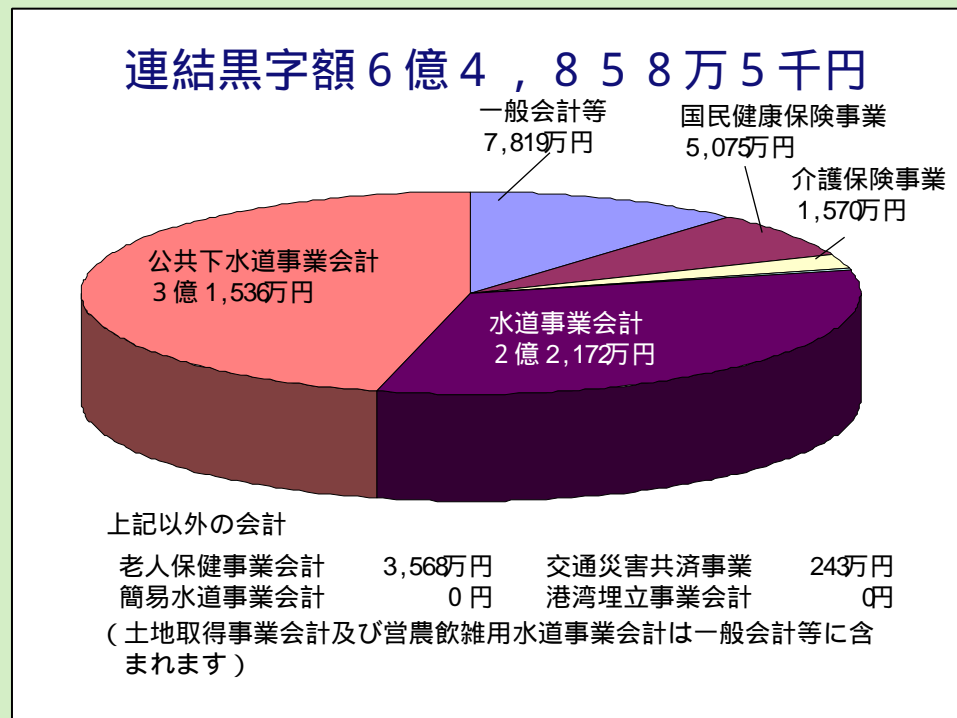
### 連結実質赤字比率

一般会計等だけでなく、特別会計や発生主義会計を採る企業会計を含む全会計の資金不足額の純計の相対的な規模として定義される比率です。一般会計等と公営企業以外の特別会計については、実質収支の額で算定します。紋別市の場合、水道事業については、発生主義会計を採っていることから、貸借対照表の流動資産から流動負債を差し引いた額を資金不足（剰余）額と算定します。水道事業の資金剰余額は、**図表 10**のとおりです。公営企業に準ずる会計については、実質収支がゼロまたは、黒字の場合は、その額で算定し、赤字の場合は、やむを得ない赤字額や解消可能赤字額を赤字額を限度に控除して算定しました。各会計の決算額等は、**図表 9**のとおりです。

赤字の会計については、老人保健事業特別会計において、35,567千円赤字となっていますが、これは法律で定められた国の負担金が下回って交付されたことによるもので、平成20年度には精算されます（市民の皆さんの負担とはなりません）。港湾埋立事業特別会計では、実質収支が、9,592万7千円の赤字にもかかわらず、資金不足額がゼロとなっているのは、**図表 11**のとおり、販売用土地の価格を赤字額から控除しているためです。公共下水道事業が、3億1,535万8千円の黒字となっているのは、平成20年4月より、企業会計に移行し発生主義会計へと変更するために、3月31日で打ち切り決算を行ったことによるもので、未払い金2億9,835万7千円が含まれています。

これらを合計すると、6億4,858万5千円の黒字となり、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

図表 9 連結赤字（黒字）額の内訳



図表 10 水道事業会計の内訳

| 流 動 資 産   |         | 流 動 負 債   |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 内 訳       | 金額 (千円) | 内 訳       | 金額 (千円) |
| 現金・預金     | 211,294 | 未 払 金     | 901     |
| 未 収 金     | 16,665  | 前 受 金     | 980     |
| 貯 蔵 品     | 4,230   | 預 り 金     | 859     |
|           |         | 未払消費税     | 7,728   |
| 合 計 ( a ) | 232,189 | 合 計 ( b ) | 10,468  |

$a - b = 221,721$  千円の資金剰余

図表 11 港湾埋立事業会計の内訳

|        | 販売用土地<br>面積 (㎡) | 評価額<br>a (千円) | 帳簿価格<br>b (千円) | 収入見込額<br>aとbの低い額 |
|--------|-----------------|---------------|----------------|------------------|
| 第2ふ頭地区 | 16,877          | 196,311       | 164,625        | 164,625          |
| 第3ふ頭地区 | 75,405          | 668,603       | 375,893        | 375,893          |
| 合 計    | 92,282          | 864,914       | 540,518        | 540,518          |

評価額 a は、相続税路線価から販売経費見込額を差し引いた額  
帳簿価格は、造成経費に利子・人件費・下水道受益者負担金等を加えた造成原価

## 5 実質公債費比率

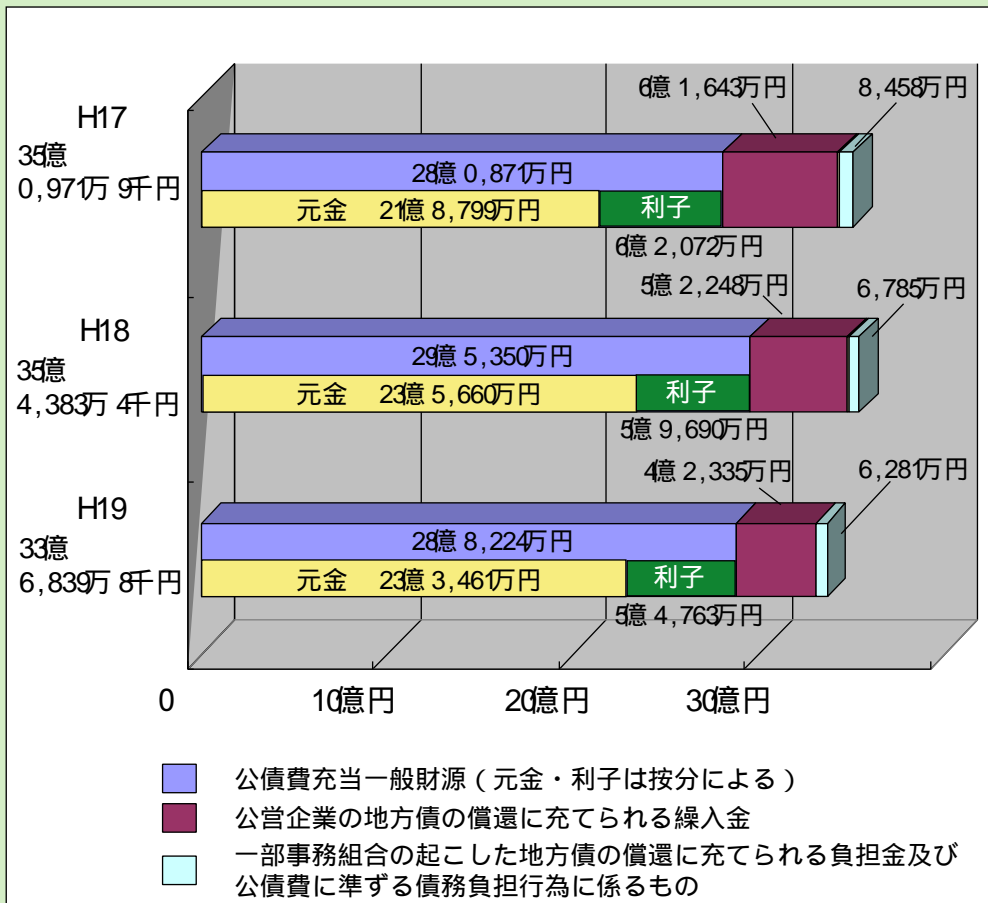
### 実質公債費比率... 19.9%

用途が比較的自由的な一般財源のなかで、市債の償還金である公債費や市債に準ずる債務の償還金がどの程度占めているかを表す指標です。公債費の一部には、元利償還金の一定割合が地方交付税に算入されていますので、その算入額は、公債費から控除され標準財政規模からも控除されます。実質公債費比率は、18%以上になると市債を発行する際に、知事の許可が必要（18%以下の自治体は協議のみ）となります。紋別市の実質公債費比率は、19.9%となり公債費負担適正化計画を総務大臣に提出し、比率の適正化に努めています。

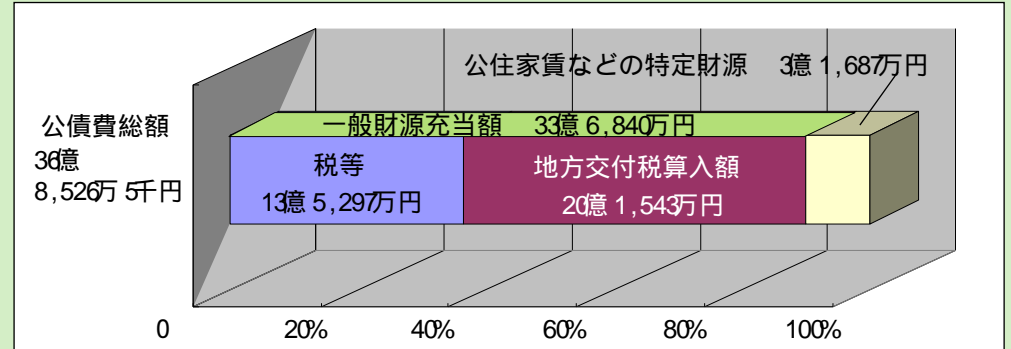
図表12は、公債費等の内訳で、市債の元利償還金に充当した一般財源や下水道事業などの市債の償還に充てるために繰り出した一般財源などの割合を表したものです。図表13は、平成19年度分のこれら公債費の財源を表したものです。図表14は、3か年分の標準財政規模などです。

図表15は、公営企業の市債の償還に充てたと認められる繰入金の内訳です。

図表12 公債費等充当一般財源の内訳



図表13 平成19年度 公債費等の財源内訳（繰上償還除く）



図表14 標準財政規模及び地方交付税算入額

(単位：千円、%)

|     | 標準財政規模    | 交付税算入額    | 実質公債費比率（単年） |
|-----|-----------|-----------|-------------|
| H17 | 9,231,629 | 2,109,075 | 19.64491    |
| H18 | 9,147,438 | 2,096,354 | 20.52849    |
| H19 | 8,934,000 | 2,015,431 | 19.55434    |

図表15 公営企業の繰入金の内訳

(単位：千円)

|             | H17     | H18     | H19     |
|-------------|---------|---------|---------|
| 水道事業会計      | 11,435  | 24,432  | 9,813   |
| 公共下水道事業特別会計 | 591,021 | 481,585 | 399,771 |
| 簡易水道事業特別会計  | 13,969  | 16,465  | 13,764  |
| 合計          | 616,425 | 522,482 | 423,348 |

## 6 将来負担比率

### 将来負担比率... 129.0%

この指標は、一般会計等が負担すべき、平成19年度末までに確定している負債がどの程度あるのかを表す指標です。図表16は、将来負担額及び充当可能財源の内訳です。下段の将来負担額に対する充当可能財源（上段）の不足額が、市民の皆さんが負担しなければならない、負担額（中段の赤い部分）です。この不足額を（標準財政規模 89億3,444万4千円 - 当該年度地方交付税の公債費算入額 20億1,543万1千円）で除した結果、将来負担比率は、129.0%となりました。

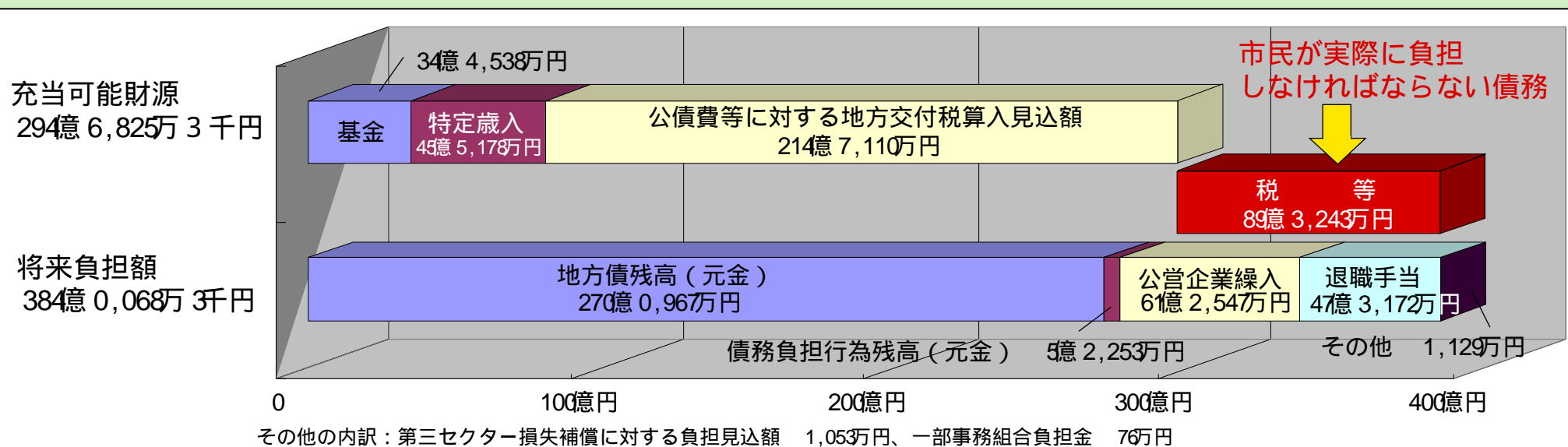
#### 将来負担額

地方債残高は、平成19年度末現在の市債残高です。債務負担行為に基づく支出予定額は、物品の購入や年限を定めた補助金の支出予定額（元金のみ）です。公営企業繰入金は、公営企業債の償還に充てるために一般会計等が繰り出す見込額です。退職手当は、一般会計及び一般会計等が退職金を負担している会計（水道事業と下水道事業以外）の職員が平成20年3月31日に全員退職したと仮定した場合の退職手当の額です。第三セクターの損失補償見込額は、オホーツク・ガリコタワー（株）が日本政策投資銀行から借り入れた、政府のNT株売却益の無利子融資に対して、市が損失補償（返済不能となり金融機関が被る損失に対し市が補てんするもの）を約束したものです。返済は順調に行われ、平成23年に完済できる見込みですが、損失補償を金融機関が求めることは何らかのリスクが生じるおそれがあるということから、債務残高の10%（最低ランク）を将来負担額として算定しました。

#### 充当可能財源

基金は、市が保有する基金の残高の総額です。特定歳入とは、公営住宅の家賃（公住建設の際に発行した市債償還に充当）や目的税である都市計画税などです。地方交付税算入見込額は、市債残高に対する算入見込額で、利子算入分は除外しています。

図表16 将来負担額と充当可能財源の内訳





## 7 全道都市との比較

紋別市の健全化判断比率が道内各都市と比較して、どのような状況にあるか、それぞれの比率で比べてみます。図表 16は、紋別市の数値と類似団体及び各市の平均値との比較です（札幌市と夕張市は除外）。健全化法では、平成 19年度決算について、比率を算定し住民公表することとし、法の適用（基準を超えた場合の早期健全化計画などの作成）は、平成 20年度決算からとなります。なお、数値は、全道市長会が集計した速報値で今後変更される可能性があります。

### 実質赤字比率

全道 35 市のうち、一般会計等が赤字決算となった都市は、3 市でその内訳は、夕張市（730.71%）、小樽市（4.06%）、美唄市（1.40%）となっています。

### 実質連結赤字比率

実質連結赤字となった都市は、夕張市（739.45%）、赤平市（68.76%）、留萌市（36.61%）、美唄市（24.15%）、小樽市（16.12%）など 13 市です。これら都市に共通しているのは、市立病院が多額の不良債務（赤字）を抱え、数値を大きく悪化させていることです。

### 実質公債費比率

実質公債費比率では、地方債の発行の際に知事の許可が必要となる 18%を超えている団体は、9 市となっています。そのワースト順は、図表 17 のとおりで、紋別市は、19.9%と 7 番目に悪い数値となっています。数値の最も低い都市は、室蘭市で、8.9%です。

### 将来負担比率

将来負担比率では、紋別市は、129.0%と全道都市のなかでは、悪い方から 2 番目になりました。市債残高が多額にもかかわらずこの比率が低いのは、近年市債の多くを過疎対策事業債という有利な条件（その元利償還金の 70%が交付税に算入される）の市債を優先的に借り入れていることなどが、比率が低く算定されている要因です。全道都市の状況では、夕張市（1,237.6%）、赤平市（318.6%）、美唄市（296.8%）、歌志内市（291.0%）などとなっており、最も低い都市は、北斗市（37.7%）です。

図表 17 平均値との比較

|          | 紋別市   | 類似団体平均 | 全道都市平均 |
|----------|-------|--------|--------|
| 実質赤字比率   | -     | 0.1    | 0.2    |
| 連結実質赤字比率 | -     | 3.1    | 5.8    |
| 実質公債費比率  | 19.9  | 18.1   | 16.1   |
| 将来負担比率   | 129.9 | 172.6  | 158.6  |

- 1 全道及び類似団体平均値は、札幌市夕張市を除いて算出
- 2 類似団体とは、道内の人口 5 万人以下の都市で、総務省の区分による

図表 18 各市の実質公債費比率

| 順位 | 都市名  | 比率（%） |
|----|------|-------|
| 1  | 夕張市  | 39.6  |
| 2  | 歌志内市 | 31.5  |
| 3  | 赤平市  | 27.5  |
| 4  | 三笠市  | 25.1  |
| 5  | 砂川市  | 23.9  |
| 6  | 美唄市  | 23.1  |
| 7  | 紋別市  | 19.9  |
| 8  | 網走市  | 19.4  |
| 9  | 名寄市  | 18.9  |
| 10 | 江別市  | 17.7  |

図表 19 全道都市平均と紋別市の状況

財政状況の危険度



赤字の発生が無く、実質公債費比率及び将来負担比率が平均以下の都市...北斗市など 12 市  
赤字が発生しているものの、実質公債費比率及び将来負担比率が平均以下の都市...根室市など 6 市  
赤字が発生していないが、実質公債費比率及び将来負担比率が平均以上の都市...紋別市など 9 市  
赤字が発生し且つ実質公債費比率及び将来負担比率が平均以上の都市...赤平市など 6 市

紋別市は、資金繰りは、当面問題はないが、債務償還能力に問題があるといえます。いわば体力以上に借金をしすぎている状態ですが、資金繰りが良いと当面困らないため、危機感が伝わりにくいという状況です。

## 8 算定結果について

### 算定結果と今後の課題

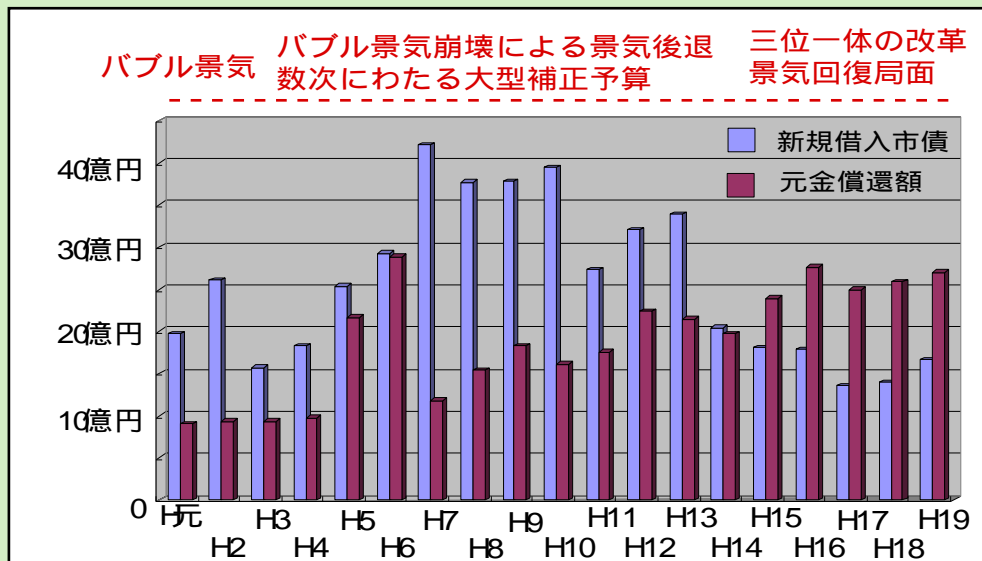
健全化判断比率及び資金不足比率は、基準内に収まったところです。今後の課題としては、実質赤字比率においては、財政調整基金を繰り入れての黒字決算であり、実質公債費比率においては、依然、全道平均及び類似団体の平均を上回る高水準となっていることなど、早期健全化基準をクリアしたとはいえ、決して安心できる財政状況ではなく、適正な水準に引き下げる必要があります。

図表 19は、平成元年以降の新規借入市債と公債費元金の比較です。平成3年のバブル景気崩壊後、景気回復に向けて、政府は、数次にわたる大型補正予算を実施しました。紋別市もこれに呼応し、港湾整備や公営住宅建設を前倒して実施してきたほか、長年の懸案事項であった、安養園や博物館、総合福祉センターの改築などが重なり、その財源を市債に依存した結果、元金償還額を上回る市債発行を続け、市債残高を累増させてきたことが、数値悪化の原因です。平成15年度以降は、大規模な施設建設がほぼ終了したこと、国の三位一体改革や公共事業抑制の方針により、投資的経費の減少に伴い、市債新規発行額も減少し、元金償還額を下回って推移しており、市債残高は着実に減少しています。

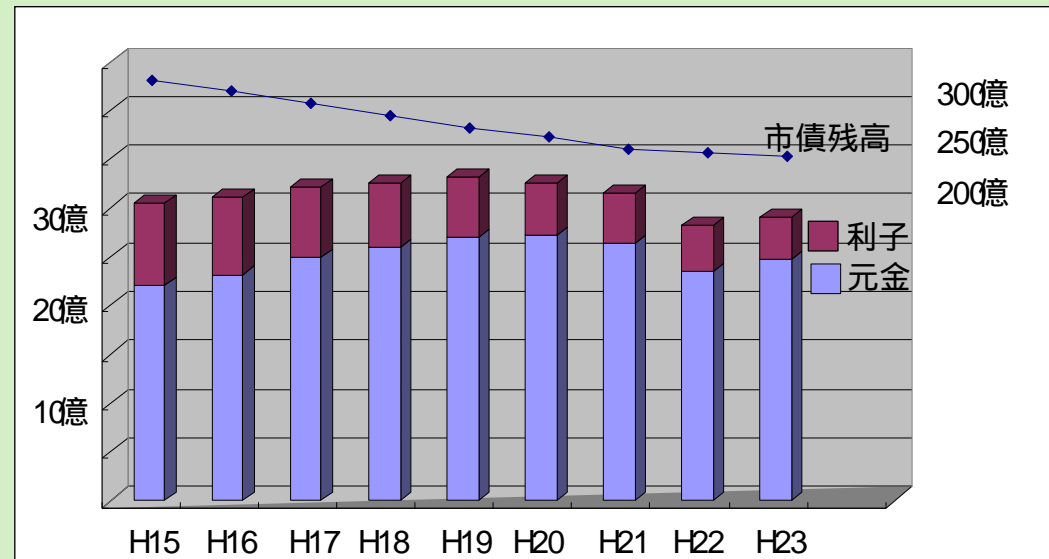
図表 20は、平成19年度末の市債残高を基準にした前後4か年の公債費の推移です。平成20年度以降は、昨年公表した、「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」に一部変更を加えた見込み値です。折れ線グラフは、市債残高の推移（単位は右側）で、平成15年度から比較すると平成23年度には、約70億円減少して244億円となる見込みです。積み上げ棒グラフは、公債費の推移で下段が元金償還額、上段は利子（単位は左側）です。平成19年度まで、市債残高減少にもかかわらず公債費が上昇しているのは、平成14年度以降の市債について、過疎対策事業債の発行が認められるようになり、通常債よりも有利な条件（元利償還の70%が普通交付税に算入されます）で借り入れしていますが、償還期間が1年と短いことから、こうした現象となっています。また、平成19年度から平成22年度までの3年間で、高金利（5%以上）の市債の繰上償還が認められる見込みであり、これの償還費も含んでいることも、公債費が伸張している要因です。

今後、ゴミ処理施設の建設など、多額な市債発行を必要とする事業が控えていることから、市債の新規発行を抑制し、計画目標年度である平成23年度には実質公債費比率を18以下に減少させていく必要があります。

図表 20 新規発行市債と元金償還額の推移



図表 21 公債費と市債残高の推移（一般会計等）



## 9 財政用語

この説明資料で使われている財政用語の主なものについて、簡単に説明いたします。

**標準財政規模**...地方自治体の一般財源の大きさを示す指標で、健全化法の4比率の分母に使われる重要な指標です。具体的には、標準税収入 + 普通交付税 + 地方譲与税 + 臨時財政対策債で求められます。4比率以外の指標で使われる場合は、上記算定式の臨時財政対策債を含めない場合もあります。

**会計**...市の会計は、不特定多数の市民に関連する一般会計と、特定の市民の利益のために設置する特別会計や企業会計を設置しています。特別会計を具体的に説明すると、国民健康保険事業は、国民健康保険に加入している人たちの保険税でまかなわれ、下水道事業では、下水道が布設されている地域の人たちの使用料でまかなわれているという、受益と負担の関係で特別会計は成り立っています。

**一般会計等**...地方自治体の会計は一般会計のほかに、法律で必置となっている特別会計や、条例で設置できる特別会計があり、会計の数はバラバラです。健全化法では、他自治体との比較を容易とするために、公営企業会計とその他の特別会計に区分し、これらに該当しないものを一般会計等としています。紋別市においては、一般会計のほか、営農飲雑用下水道事業と土地取得事業が、一般会計等に含まれます。

**一般財源**...自治体の裁量で用途が決められる性質の収入を一般財源といいます。予算費目では、普通税・地方交付税・地方譲与税などです。これに対して、国庫補助金のように用途が定められているものを特定財源といいます。

**地方債（市債）**...市が道路や学校などを作る建設事業の際に資金調達のために、政府や銀行から借り入れる長期の借金のことで、皆さんの家計にたとえると、住宅ローンのようなものです。市債は、事業資金調達のほかに、世代間の負担を公平に調整する機能があります。学校や道路は長期間にわたり利用されますので、後世代の市民にも負担してもらおうという考え方です。住宅ローンとの大きな違いは、元利償還金の一部が、地方交付税により、国から補てんされるものもあるということです。

**繰出金（繰入金）**...会計間での資金のやりとりを行う予算科目で、支払い側の支出科目が繰出金で、受け取り側の収入科目が繰入金となります。健全化判断比率で使われる場合は、一般会計から特別会計等への支出の意味です。一般会計から特別会計等への繰出は、受益と負担の原則に反するように思えますが、特別会計に対して措置される地方交付税が、一括して一般会計で収入されることなどから、繰出金が発生するものです。

**一時借入金**...一般会計及び特別会計の予算については、歳入・歳出均衡の原則があります。しかし、資金需要期と収入時期は必ずしも一致するわけではないことから、年末の資金需要期など一時的に支払い資金が不足する場合があります。その際に金融機関から、一時的に資金を借り入れることを一時借入金といいます。一時借入金は、年度内に償還しなければなりません。

**債務負担行為**...一般会計及び特別会計の予算については、その年の支出はその年の収入をもってまかなうという、単年度主義の原則があります。しかし、複数年にわたる契約などが必要な場合もあり、単年度主義の例外として、債務負担行為の設定（議会の議決が必要です）が認められています。

実質公債費比率で使用される、公債費に準ずる債務負担行為とは、自動車やコンピュータなどの耐久財を購入し、複数年で支払う場合が該当します。将来負担比率では、このほか、年限を設定して行う民間に対する補助金なども債務負担行為として該当します。

**地方交付税**...地方税の税源が均等ではなく、著しい地域差がある状況を前提に、全国どこの市町村でもほぼ同一水準の一般財源を保障しようとするため、国税の一定割合（所得税の3.2%、酒税の3.2%、法人税の3.4%、消費税の2.9.5%、たばこ税の2.5%）を地方に交付するものです。地方交付税は、普通交付税（交付税総額の94%）と災害などの特殊な財政需要に対応する特別交付税（同6%）があります。普通交付税の配分方法は、「基準財政需要額 - 基準財政収入額」で求めます。

**基準財政需要額**...ゴミ収集や義務教育など市が法令で定められた仕事を実施するため、皆さんに住民税を負担してもらっています。しかし、多くの自治体では、経費に見合う税収を確保できていないのが現状です。この財源不均衡を調整するのが地方交付税です。人口や面積を基準として、その自治体の規模において法令で定められた仕事をするための経費を算定します。これが基準財政需要額になります。

実質公債費比率や将来負担比率で使用されている、「災害復旧費に係る基準財政需要額」「事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費」「密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金」とは、いずれも、市債の元利償還金のうち、地方交付税で措置される額のこと、交付税の算入科目や計算方法が異なるために区別しているものです。準元利償還金とは、特別会計が起こした市債に該当するものです。

**基準財政収入額**...各自治体での普通地方交付税の算定に用いるもので、いわば標準的な状態で徴収しうる税収のことです。これが基準財政需要額を上回る自治体は、地方交付税が交付されない、不交付団体となります。

総括表① 財政健全化判断比率の状況(平成19年度)

(単位:%)

| 地方公共団体<br>コード | 都道府県名 | 市区町村名 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------------|-------|-------|--------|----------|---------|--------|
| 012190        | 北海道   | 紋別市   | -      | -        | 19.9    | 129.0  |

団体区分

(単位:%)

| 標準財政規模<br>(千円) | うち臨時財政対策債<br>発行可能額 | 早期健全化基準 | 13.53 | 18.53 | 25.0 | 350.0 |
|----------------|--------------------|---------|-------|-------|------|-------|
| 8,934,444      | 309,650            | 財政再生基準  | 20.00 | 40.00 | 35.0 |       |

(単位:千円)

| 会計名               |             | 実質収支額     | (分母比) |
|-------------------|-------------|-----------|-------|
| 一般<br>会<br>計<br>等 | 一般会計        | 75,027    | 0.8   |
|                   | 営農飲雑用水道事業会計 | 3,163     | 0.0   |
|                   | 土地取得事業会計    | 0         |       |
|                   |             |           |       |
|                   |             |           |       |
|                   |             |           |       |
|                   |             |           |       |
|                   |             |           |       |
|                   |             |           |       |
|                   |             |           |       |
| 小計                |             | 78,190    | 0.9   |
| 標準財政規模            |             | 8,934,444 | 100.0 |
| 実質赤字比率 (%)        |             | -0.87     | ※     |

| 会計名  |            | 実質収支額   | (分母比) |
|--|------------|---------|-------|
| 公<br>営<br>企<br>業<br>に<br>係<br>る<br>特<br>別<br>会<br>計<br>以<br>外<br>の<br>会<br>計 | 国民健康保険事業会計 | 50,751  | 0.6   |
|  | 介護保険事業会計   | 15,699  | 0.2   |
|  | 老人保健事業会計   | -35,567 | -0.4  |
|  | 介護老人福祉事業会計 | 0       |       |
|  | 交通災害共済事業会計 | 2,433   | 0.0   |
|  |            |         |       |
|  |            |         |       |
|  |            |         |       |
|  |            |         |       |
|  |            |         |       |
|  |            |         |       |

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

| 会計名                        |           | 資金不足・剰余額  | (分母比) |
|----------------------------|-----------|-----------|-------|
| 法<br>適<br>用<br>企<br>業      | 水道事業会計    | 221,721   | 2.5   |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
| 法<br>非<br>適<br>用<br>企<br>業 | 簡易水道事業会計  | 0         |       |
|                            | 公共下水道事業会計 | 315,358   | 3.5   |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
|                            |           |           |       |
| 合計                         |           | 648,585   | 7.3   |
| 標準財政規模(再掲)                 |           | 8,934,444 | 100.0 |
| 連結実質赤字比率 (%)               |           | -7.25     | ※     |

総括表③ 実質公債比率の状況(平成19年度)

Ver.1.0.3

(単位：千円)

|        | ①                                       | ②  | ③   | ④                                 | ⑤                  | ⑥        | ⑦                | ⑧         | ⑨         | ⑩            | ⑪                        | ⑫   |
|--------|---|--|---|-----------------------------------|--------------------|----------|------------------|-----------|-----------|--------------|--------------------------|---|
|        | 公債費充当一般財源等額（繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く） | 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）等（3①表「オ」欄の数値を転記） | 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金（3②表「合計※」欄の数値を転記） | 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 | 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの | 一時借入金の利子 | 災害復旧費等に係る基準財政需要額 | 標準税収入額等   | 普通交付税額    | 臨時財政対策債発行可能額 | 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 | 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（準元利償還金に係るものに限る。） |
| 平成17年度 | 2,808,717                               |  | 616,425   | 12,052                            | 72,524             | 1        | 1,071,380        | 3,463,527 | 5,371,122 | 396,980      | 520,386                  | 492,941                                   |
| 平成18年度 | 2,953,498                               |  | 522,482   | 11,136                            | 56,718             | 1        | 1,220,834        | 3,434,678 | 5,371,494 | 341,266      | 483,666                  | 364,823                                   |
| 平成19年度 | 2,882,239                               |  | 423,348   | 384                               | 62,427             |          | 1,264,630        | 3,424,656 | 5,200,138 | 309,650      | 451,531                  | 270,845                                   |

|        | ⑬                                 | ⑭                         | ⑮  |
|--------|-----------------------------------|---------------------------|--|
|        | 災害復旧費等に係る基準財政需要額（準元利償還金に係るものに限る。） | 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 | 密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金（地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。） |
| 平成17年度 | 19,794                            | 1,396                     | 3,178  |
| 平成18年度 | 22,441                            | 1,404                     | 3,186  |
| 平成19年度 | 23,839                            | 1,400                     | 3,186  |

| ⑯  | ⑰   |
|--|---|
| 地方財政法第5条の4第1項第2号の規定に基づき総務大臣が定める額（算入公債費の額）（特別区のみ記入） | 地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額（算入準公債費の額）（特別区のみ記入） |
|  |   |
|  |   |
|  |   |

|        | 実質公債費比率<br>(単年度) |
|--------|------------------|
| 平成17年度 | 19.66491         |
| 平成18年度 | 20.52849         |
| 平成19年度 | 19.55434         |

|  | 実質公債費比率<br>(3カ年平均) |
|--|--------------------|
|  | 19.9               |

(参考)

|        | ⑤の内訳                             |   |   |  |   |                              |
|--------|----------------------------------|---|---|--|---|------------------------------|
|        | P F I 事業に係る債務負担行為に係るもの（省令第7条第1号） | いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの（省令第7条第2号） | 国営土地改良事業並びに旧独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金（省令第7条第3号） | 地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料（省令第7条第4号） | 社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助（省令第7条第5号） | その他これらに準ずると認められるもの（省令第7条第6号） |
| 平成17年度 |                                  |   |   |  | 6,977                                       | 60,800                       |
| 平成18年度 |                                  |   |   |  | 6,782                                       | 44,555                       |
| 平成19年度 |                                  |   |   |  | 6,588                                       | 51,136                       |

総括表④ 将来負担比率の状況（平成19年度）

Ver.1.0.3

団体名

北海道紋別市

将来負担額

(単位:千円)

| 地方債の現在高    | 債務負担行為に<br>基づく支出予定額 | 公営企業債等<br>繰入見込額 | 組合等<br>負担等見込額 | 退職手当<br>負担見込額 | 設立法人の<br>負債額等<br>負担見込額 |        |        |         | 連結実質<br>赤字額 | 組合等連結実質<br>赤字額負担見込額 |
|------------|---------------------|-----------------|---------------|---------------|------------------------|--------|--------|---------|-------------|---------------------|
|            |                     |                 |               |               |                        | 地方道路公社 | 土地開発公社 | 第三セクター等 |             |                     |
| 27,009,674 | 522,534             | 6,125,465       | 764           | 4,731,716     | 10,530                 | 0      | 0      | 10,530  | 0           | 0                   |

(分母比)

390 8 89 0 68 0 0 0

充当可能財源等

(単位:千円)

| 充当可能基金    | 充当可能<br>特定歳入 | 基準財政需要額<br>算入見込額 |            |
|-----------|--------------|------------------|------------|
|           |              | うち都市計画税          |            |
| 3,445,376 | 4,551,780    | 2,104,183        | 21,471,097 |

(分母比)

50 66 30 310

将来負担額 A

38,400,683

555

充当可能財源等 B

29,468,253

426

A - B

8,932,430

129

将来負担比率 (%)

129.0

標準財政規模 C

8,934,444

129

算入公債費等の額 D

2,015,431

29

C - D

6,919,013

100

2①表 公営企業会計に係る資金不足額等

都道府県名 北海道

市町村・一部事務組合名 紋別市

団体コード 012190 団体区分 3

標準財政規模 (x) 8,934,444 (単位:千円)

| 特別会計名     | 事業区分 | (1) a=b-c(-d) |          |       |      | 土地前受金 d | (2) 算入地方債 |      |           |         | 土地評価差額 h | (4) 地方債残高 | (5) 長期借入金 | (6) 令3条1項の額・令14条の額 (1)-(2)-(3) | (7) 解消可能資金不足額 | (8) 資金不足額・剰余額※ (6)-(7) | (9) 企業ごとの資金不足額・剰余額※ | (10) |         | (11) 資本+負債宅地のみ | (12) 事業の規模 | 資金不足比率 (9)/(12), % | 標準財政規模比 (8)/(x), % |
|-----------|------|---------------|----------|-------|------|---------|-----------|------|-----------|---------|----------|-----------|-----------|--------------------------------|---------------|------------------------|---------------------|------|---------|----------------|------------|--------------------|--------------------|
|           |      | 流動負債 a        | 控除未払金等 b | 控除額 c | 繰上り金 |         | 繰上り金      | 繰上り金 | 繰上り金      | 繰上り金    |          |           |           |                                |               |                        |                     | 繰上り金 | 繰上り金    |                |            |                    |                    |
| 水道事業会計    | ①    | 10,468        | 10,468   |       |      |         |           |      | 232,189   | 232,189 |          |           |           | ▲ 221,721                      |               | 221,721                |                     |      | 636,113 |                | 636,113    | -                  | 2.5                |
| 宅地造成事業以外  |      | 0             |          |       |      |         |           |      | 0         |         |          |           |           | 0                              |               | 0                      |                     |      |         |                | 0          | -                  | -                  |
| 宅地造成      |      | 0             |          |       |      |         |           |      | 0         |         |          |           |           | 0                              |               | 0                      |                     |      |         |                | 0          | -                  | -                  |
| 公共下水道事業会計 | ⑫    | 2,241,442     |          |       |      |         |           |      | 2,556,800 |         |          |           |           | ▲ 315,358                      |               | 315,358                |                     |      | 663,271 |                | 663,271    | -                  | 3.5                |
| 簡易水道事業会計  | ⑬    | 52,102        |          |       |      |         |           |      | 52,102    |         |          |           |           | 0                              |               | 0                      |                     |      | 35,301  |                | 35,301     | -                  | -                  |
| 港灣埋立事業会計  | ⑩    | 160,355       |          |       |      |         |           |      | 64,429    |         |          |           |           | 0                              |               | 0                      |                     |      | 64,428  |                | 64,428     | -                  | -                  |
| 合計        |      |               |          |       |      |         |           |      |           |         |          |           |           |                                |               | 537,079                |                     |      |         |                |            |                    | 6.0                |

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。